宇都宮市地域情報化推進懇談会設置要領

(設置)

第1条 本市における地域情報化(地域課題の解決を図るため、地域において効果的かつ 効率的な情報通信技術の利活用を推進することをいう。以下同じ。)をより効果的に推進するに当たり、広く意見を求めるため、宇都宮市地域情報化推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(意見等を聴取する事項)

- 第2条 懇談会において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 地域情報化の推進に関する事項
  - (2) 地域情報化計画の策定に関する事項

(組織)

- 第3条 懇談会は、委員15名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体から選任された者
  - (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 懇談会に会長を置き,委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 懇談会の会議は、市長が召集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部情報政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、懇談会の決定に基づき、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。